

社会福祉法人滝川会  
特別養護老人ホームあじさい園  
〔介護老人福祉施設〕

運営規程

作成日 令和6年7月1日

附則

作成・改定日	適用内容・変更内容	備考
平成17年10月1日	施行適用開始	
平成18年4月1日	一部改正	
平成24年4月1日	一部改正	
平成26年4月1日	一部改正（定員数減少及び職員数の変更）	
平成27年4月1日	一部改正（居住費の変更）	
平成27年8月1日	一部改正（居住費の変更）	
令和元年11月1日	一部改正（食費・居住費の変更）	
令和3年4月1日	一部改正（職員数の変更）	
令和5年4月1日	一部改正 （職員の職種及び定数の変更） （非常災害対策） （虐待の防止の為の措置に関する事項）	
令和5年6月1日	一部改正（管理者の変更）	
令和6年4月1日	一部改正 （口腔衛生の管理体制）（協力医療機関）	
令和6年7月1日	一部改正 （	

# 社会福祉法人滝川会 特別養護老人ホームあじさい園

## 指定介護老人福祉施設 運営規程

### 第1章 総則

(施設の名称等)

設置運営法人

- |            |                |
|------------|----------------|
| 一 法人の名称    | 社会福祉法人 滝川会     |
| 二 法人本部の住所地 | 群馬県前橋市川曲町536番地 |
| 三 電話番号     | 027-280-5588   |
| 四 代表者氏名    | 理事長 清水 恵美子     |
| 五 設立年月日    | 平成10年6月25日     |

事業を行う施設の名称や所在地は、次のとおりとする。

- |              |                          |
|--------------|--------------------------|
| 一 施設の種別      | 指定介護老人福祉施設               |
| 二 施設の名称      | 介護老人福祉施設あじさい園            |
| 三 施設の所在地     | 群馬県前橋市川曲町536番地           |
| 四 電話番号       | 027-280-5588             |
| 五 施設長(管理者)氏名 | 女屋 智樹                    |
| 六 開設年月日      | 平成11年4月1日                |
| 七 指定年月日      | 平成12年3月1日 群馬県1070100316号 |

(事業の目的)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人滝川会が設置運営する指定介護老人福祉施設あじさい園(以下「施設」という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定介護老人福祉サービスを提供することを目的とする。この規程における「管理者」は「施設長」に、「従業者」は、「職員」にそれぞれ読み替えるものとする。

(運営の方針)

- 第2条 施設は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう介護サービスの提供に万全を期すものとする。
- 2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供す

る者との密接な連携に努めるものとする。

- 3 施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じ、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画を作成し、作成した計画書に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うものとする。
- 4 施設サービスは、入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう、配慮して行うものとする。
- 5 施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。
- 6 施設サービスは、入居者の自律した生活を支援することを基本とし、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等を常に把握しながら適切に行うものとする。
- 7 施設の職員は、施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。
- 8 施設サービスの提供に当たっては、入居者の人権に十分配慮し、心身的虐待行為の禁止は勿論のこと、入居者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等、入居者の行動を制限する行為を行わないこととする。
- 9 施設は、自らが提供するサービスの質についての評価し、常にその改善を図るものとする。

## 第2章 施設の職員の職種、員数及び職務の内容

(施設の職員の職種、員数)

第3条 施設は、次の職員を配置する。

- |               |      |        |        |
|---------------|------|--------|--------|
| 一 施設長         | 1名   | 六 看護職員 | 4名以上   |
| 二 事務員         | 1名以上 | 七 介護職員 | 16名以上  |
| 三 生活相談員       | 1名以上 | 八 嘱託医師 | 1名     |
| 四 計画担当介護支援専門員 | 1名以上 | 九 栄養士  | 1名以上   |
| 五 機能訓練指導員     | 1名以上 | 十 調理員  | (業務委託) |
- 2 第1項に定めるもののほか、必要がある場合はその他の従業者を置くことができる。

(職務内容)

第4条 施設の職員の職務分掌は次のとおりとする。

職種名	職務内容
施設長	施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
事務員	施設の庶務及び会計事務に従事する。
生活相談員	入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族等の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
計画担当介護支援専門員	入居者の有する能力、置かれている環境等の評価を通じ、入居者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成、必要に応じて変更を行う。
介護職員	入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

看護職員	医師の診療補助、及び医師の指示を受け入居者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。
機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
嘱託医師	入居者の診療、及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。
栄養士	入居者に提供する食事の管理、入居者の栄養指導に従事する。
調理員	入居者に提供する食事の調理に従事する。

### 第3章 入居者の定員

(入居者の定員)

第5条 入居定員は60名とする。 従来型 60名

### 第4章 入居者に対する指定介護福祉サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(重要事項の文書による交付、説明及び同意等)

第6条 施設は、あらかじめ入居申込者又はその家族に対し、この運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制その他の入居申込者の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して、懇切丁寧に説明を行い、施設サービスの開始について入居申込者の同意を得るものとする。

- 2 施設は、入居定員に達している場合又は入居申込者に対し自ら適切な施設サービスを提供することが困難である等正当な理由がある場合を除き入居契約の締結を拒むことはできない。
- 3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第7条 施設は、入居申込者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期限を確かめるものとする。

- 2 施設は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するよう努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第8条 施設は、要介護認定を受けていない入居申込者に対しては要介護認定の申請の有無を確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意志を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

- 2 施設は、要介護認定の更新申請が遅くとも前項の有効期間満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(入居)

- 第 9 条 入居申込者の施設への入居は、入居申込者と施設の契約により行うものとする。
- 2 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、サービスを提供するものとする。
  - 3 施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めるものとする。
  - 4 施設は、入居申込者の入居に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の入居状況等の把握に努めるものとする。
  - 5 施設は、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、入居者が居宅において日常生活を営むことができるかを定期的に検討し、その内容を記録するものとする。
  - 6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議するものとする。

(入居時の書類等の引継)

- 第 10 条 入居者又は身元保証人等は、入居時の契約に基づいて、入居者の次の書類等を用意し管理者に引き継ぐことができる。
- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| 一 年金証書            | 五 印鑑           |
| 二 健康保険証           | 六 所持する金品       |
| 三 介護保険制度における被保険者証 | 七 その他必要と認める書類等 |
| 四 預貯金通帳           |                |
- 2 施設長は、前項で定める書類及び金品を引き継いだ入居者について、第 11 条の退居の事由により契約が終了した場合には、身元保証人等と協力し、民法等関係法令の規定及び公序良俗に反しない手続きにより、引き継いだ書類及び金品の処分を行うものとする。

(退居)

- 第 11 条 施設は、入居者に次の事由が生じた場合は、身元保証人等に対し、7 日間の期間を定め、その理由を付して契約の解除について予告するものとする。
- 一 入居者が無断で退所し、7 日間経過しても帰居の見込みがないとき。
  - 二 入居者が入院し、明らかに 3 ヶ月以上入院する事が見込まれるとき。
  - 三 入居者の行動が施設の目的及び運営の方針に著しく反するとき。
  - 四 入居者が負担すべき費用を 3 ヶ月滞納したとき。
- 2 入居者に次の事由が生じた場合は、契約は終了するものとする。
- 一 要介護認定の更新において、自立又は要支援と認定されたとき。
  - 二 入居者が死亡したとき。
  - 三 入居者が契約の解除を通告し、7 日間が経過したとき。
  - 四 管理者が前項に規定する契約解除の予告をし、予告期間が経過したとき。
  - 五 入居者が入院した後、おおむね 3 ヶ月を経過しても退院できないとき。
  - 六 他の介護保険施設への入所が決まり、その受入ができる状態になったとき。

- 3 施設は、その心身の状況、置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退居後に置かれる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行うものとする。
- 4 施設は、入居者の退居に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(サービス提供の記録)

- 第12条 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。
- 2 施設は、サービス提供した際に、提供した具体的なサービスの内容等を記録するものとする。

(施設サービス計画)

- 第13条 施設サービス計画の作成に関する業務を担当する職員を、計画担当介護支援専門員とする。
- 2 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めるものとする。
  - 3 計画担当介護支援専門員は、入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
  - 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入居者及び家族に面接して行う。その際に計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。
  - 5 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望、入居者についてのアセスメントの結果に基づき、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上での留意事項等を記載したサービス計画の原案を作成するものとする。
  - 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入居者に対するサービスの提供に当たる他の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的に見地から意見を求めるものとする。
  - 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得なければならない。
  - 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入居者に交付しなければならない。
  - 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、その計画の実施状況の把握（継続的なアセスメント含む）を行い、必要に応じ施設サービス計画の変更を行うものとする。

- 10 計画担当介護支援専門員は、第2項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うものとし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うものとする
  - 一 定期的に入居者に面接を行う。
  - 二 定期的モニタリングの結果を記録する。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。
  - 一 入居者が介護保険法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
  - 二 入居者が介護保険法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

（介護等）

- 第14条 施設は、入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、心身の状況等に応じ、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行わなければならない。
- 一 入居者に対し、日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じ、それぞれの役割をもって行うための適切な支援。
  - 二 入居者に対し、身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、1週間に2回以上、適切な方法による入浴の機会の提供（入浴がさせられないときは清拭）。
  - 三 入居者に対し、排泄の自立についての必要な支援。
  - 四 おむつを使用せざるを得ない入居者に、排泄の自立を図りつつ、適切な取り替えの実施。
  - 五 入居者に対し、離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援。
  - 六 褥瘡が発生しないような適切な介護を行うとともに、発生を防止するための体制整備。

（相談及び援助）

- 第15条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族、身元保証人等の相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うものとする。

（社会生活上の便宜の供与）

- 第16条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的にこれらの活動を支援するものとする。
- 2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又は身元保証人によって行うことが困難である場合は、入居者の同意を得た上で、その行為を代行できるものとする。
  - 3 施設は、入居者の家族、身元保証人等との連携を図るとともに、入居者の家族、身元保証人等との交流の機会を確保するよう努めるものとする。
  - 4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。



(食事の提供)

- 第17条 施設は、食事の提供に当たり、食品の種類及び調理方法について常に工夫し、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した献立により、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に実施するものとする。
- 2 施設は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。
  - 3 予定献立は7日単位で作成し食堂及び共同生活室に提示する。
  - 4 疾病等を有する入居者には、医師の指示により、その症状に適した献立及び調理により食事を提供する。
  - 5 入居者への食事の提供は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が食堂・共同生活室で食事が摂れるよう支援し、食堂・共同生活室で食事を摂ることができない入居者にあつては、居室に配膳し必要な食事補助を行うものとする。
  - 6 検食は原則として食事の前か遅くとも同時に実施するものとし、実施に関して必要な事項は施設長が別に定める。
  - 7 調理業務に従事する職員は、特に身の清潔に留意するとともに、月一回以上の検便を受けなければならない。
  - 8 調理室、食品貯蔵庫及び調理員専用便所等は、関係者以外の立ち入りを規制し、常に清潔にしておかなければならない。

(機能訓練)

- 第18条 施設は、入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営む必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(健康管理)

- 第19条 医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を講じるものとする。
- 2 医務室には、常時必要な医薬品及び診療用器材器具を備え付ける。
  - 3 入居者に入院の必要な事態が生じた場合に、速やかに別に定める協力病院等に引き継ぐものとする。

(栄養管理)

- 第20条 入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者に対し、その心身の状況等に応じた栄養管理を計画的に行うものとする。

(口腔衛生の管理)

- 第21条 入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこととする。

## 2 口腔衛生の管理体制についての計画

### 一 口腔衛生の管理体制計画の立案

協力医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士（以下、「歯科医師等」と記載）は、当施設における口腔清掃等の実態の把握、職員からの相談等を踏まえ、当施設の実情に応じた口腔衛生の管理に係る技術的助言・指導を行うこと。

### 二 介護支援専門員は、当該技術的助言・指導に基づき、右の様式を参考に、以下の事項を記載した口腔衛生管理体制計画を作成すること。

- ①助言を行った歯科医師等、②歯科医師からの助言の要点、③当該施設における実施目標
- ④具体的方策、⑤留意事項・特記事項等

### 3 入居者の口腔の状況の確認

口腔衛生管理体制計画に基づき、介護職員が口腔の健康状態のスクリーニングを行い、入居者の口腔清掃の自立度、口腔の健康状態等について把握すること。スクリーニングを行うにあたっては、それぞれ次に挙げる確認を行うこと。

- ①口腔衛生状態（歯・義歯の汚れ、舌苔、口臭）、②口腔機能の状態（食べこぼし、舌の動きが悪い、むせ、痰がらみ、口腔乾燥）、③歯数、④歯の問題（う蝕、歯の破折、修復物脱離、その他）、⑤義歯の問題（不適合、破損、その他）、⑥歯周病、⑦口腔粘膜疾患（潰瘍等）

（施設サービスの利用料及び費用等）

第22条 施設サービスの提供は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に規定する利用料負担により実施を行う。（介護保険の給付対象サービス）

### 2 前項の利用料負担による施設サービスのほか、次の各号に掲げる事項について、入居者から費用の支払いを受けることができる。（介護保険の給付対象外サービス）

#### 一 食事の提供に要する費用

#### 二 居住に要する費用

#### 三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

#### 四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供に要する費用

#### 五 理美容代

#### 六 前各号のほか日常生活において通常必要となるものであって、入居者に負担させることが適当と認められる便宜の提供

### 3 前項の第六号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費用については、施設長が別途定めることとする。

### 4 第2項の各号に規定する施設サービスの提供にあたっては、入居者又は身元保証人等に対し、その内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得るものとする。ただし同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意について、文書によるものとする。

### 5 介護保険の給付対象となる施設サービスの提供に係る会計と、介護保険の給付対象外サービスの提供に係る会計は、事業会計を区別するものとする。

- 6 施設は、入居者が負担すべき施設サービスの利用料及び費用を請求するにあたって請求書を、当該請求に基づき入居者から支払を受けた時には領収書を、それぞれ入居者に交付するものとする。また、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第39号）第9条第1項に規定する「法定受領サービス」に該当しない施設サービスに係る利用料の支払いを受けた場合に、当該サービス提供に係る証明書を交付するものとする。
- 7 施設は、前項に規定する食費及び居住費の額を変更する場合に、予め入居者又は身元保証人等に対し、変更後の額及びその根拠について説明を行い、同意を得るものとする。
- 8 外泊・入院等で居室を空けておく場合は、第1～3段階の方は、外泊・入院の翌日から6日までは負担限度額認定の適用が受けられるが、7日目からの居室料は通常料金の徴収とする。尚、第4段階以上については通常徴収とする。

## 1. 食費・居住費の費用

### (1) 介護保険負担限度額認定者以外の者

料金の種類	金額	備考
食事の提供に要する費用	1,680円/日	
住居に要する費用	多床室	940円/日
	従来型個室	1,300円/日

### (2) 介護保険負担限度額認定者

料金の種類	金額	備考
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	食費	
	第1段階認定者	300円/日
	第2段階認定者	390円/日
	第3段階認定者①	650円/日
	第3段階認定者②	1,360円/日
居住に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	居住費(多床室)	
	第1段階認定者	なし
	第2段階認定者	380円/日
	第3段階認定者①	380円/日
	第3段階認定者②	380円/日
	居住費(従来型個室)	
	第1段階認定者	380円/日
	第2段階認定者	480円/日
	第3段階認定者①	880円/日
第3段階認定者②	880円/日	

2. 理美容代 カット：2,000円、顔そり：500円、毛染め：4,000円、  
パーマ：4,000円
3. 浴衣代：2,500円（死去後使用時）
4. 複写物の交付：10円（1枚につき）

## 第5章 施設利用にあたって入居者が留意すべき事項

### （外出及び外泊）

- 第23条 入居者は、外出又は外泊しようとする時に、その都度、行き先、用件、施設へ帰着する予定日時等を、管理者に届け出て許可を得なければならない。
- 2 前項の許可を受けた者が許可内容を変更する時は、事前にその旨を申し出なければならない。

### （健康保持）

- 第24条 入居者は努めて健康に留意し、施設が実施する健康診断は特別な理由がない限りこれを拒否してはならない。

### （身上変更の届出）

- 第25条 入居者は、身上に関する重要な変更が生じた時は速やかに管理者に届け出なければならない。

### （禁止行為）

- 第26条 入居者は施設内で次の行為をしてはならない。
- 一 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒すること。
  - 二 指定された場所以外で火気を用い、又は自炊すること。
  - 三 けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけること。
  - 四 その他管理者が定めたこと。

### （損害賠償）

- 第27条 入居者が、故意又は過失によって施設の設備等に損害を与えた時は、その損害を弁償させ又は現状に回復させることができる。

## 第6章 緊急時における対応

### （緊急時の対応）

- 第28条 施設の職員は、入居者に病状の変化が生じた場合や、その他医療的なケアが必要な場合は、速やかに嘱託医師に連絡し、指示を仰ぐものとする。また、あらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(協力医療機関)

第29条 入居者の病状の急変及びサービス提供体制の確保の為、協力医療機関等を以下に定める。

- 一 嘱託医：中田クリニック 院長 中田 裕一 先生
- 二 協力医療機関：済生会前橋病院、群馬中央病院、厩橋病院
- 三 協力歯科医院：さくらぎ群馬いきいき歯科

(事故発生時の対応)

第30条 施設は、事故発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- 一 事故発生時の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備を行うものとする。
- 二 事故発生時又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を、職員に周知徹底する体制の整備を行うものとする。
- 三 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修の実施を行うものとする。
- 2 施設は、施設サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 前項において、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(入居者の入院中の取扱)

第31条 施設は、入居者について、入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及び身元保証人等の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入居することができるようにするものとする。また、入院7日以降の居室料は介護負担限度額認定証適用外となる為、通常徴収とする。

## 第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第32条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 施設は、非常災害対策に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 3 入居者は前項の対策に可能な限り協力しなければならない。

(衛生管理等)

第33条 施設は、施設において感染症及び食中毒が発生し、まん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- 一 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を、施設職員に対し、周知徹底を図る。
- 二 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

- 三 施設職員に対し、感染症及び食中毒のまん延の防止のための研修及び訓練を、年2回以上、定期的に実施する。

(業務継続計画の策定に関する事項)

- 第34条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 施設の職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、年2回以上、定期的に必要な研修及び訓練を実施するものとする。
  - 3 定期的に業務継続計画の見直し、必要に応じ、業務継続計画の変更を行うものとする。

## 第8章 虐待の防止の為の措置に関する事項

(虐待の防止の為の措置に関する事項)

- 第35条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、苦情解決体制を整備するとともに、次の措置を講じるものとする。
- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を設置し定期的に開催するとともに、その結果について、施設の職員に周知徹底を図る。
  - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
  - 三 施設の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を定める。
  - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための虐待防止対策担当者を置く。
  - 五 入居者に対し、成年後見制度を利用できるように支援する。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村に報告する。

## 第9章 その他施設の運営に関する重要事項

(身体的拘束等の禁止)

- 第36条 施設は、サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入居者の行動を制限する行為を行わない。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 2 施設は身体的拘束などの適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。
    - 一 施設は身体的拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
    - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
    - 三 介護職員、その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(苦情等への対応)

第37条 施設は、施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時に、速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について報告するものとする。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 施設は、入居者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合に、必要な改善を行うものとする。
- 4 施設は、苦情を申し立てた入居者に対していかなる差別的な取扱いも行ってはならない。

(市町村への通知)

第38条 施設は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- 一 入居者が、正当な理由なしに、施設サービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき。
- 二 入居者が、偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第39条 施設は入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定めておくものとする。

- 2 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮するものとする。
- 3 施設は、施設の職員によってサービスを提供するものとする。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 4 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(掲示)

第40条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、苦情解決の手順その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示もしくは閲覧できるようにするものとする。

(秘密の保持)

第41条 施設の職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た入居者又は身元引受人（家族等）の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。退職者による秘密の保持に関する措置については、別に定める。

- 2 施設は、関係機関、医療機関等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

(地域との連携)

第42条 施設は、その運営にあたっては、地域との交流を図るものとする。

(記録の整備)

第43条 施設は、施設の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 施設は、入居者に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- ① 施設サービス計画
- ② 具体的なサービスの内容等の記録
- ③ 事故の状況及び事故への対応、処置についての記録
- ④ 身体拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由の記録
- ⑤ 苦情の内容等の記録
- ⑥ 市町村への通知に係る記録

## 第10章 雑 則

(改正)

第44条 この規定の改正は理事会の議決により行う。